

2024 年度前期 小樽商科大学
高等教育の修学支援新制度 申込のしおり
(日本学生支援機構給付奨学金+授業料免除)

《目次》

I. 「高等教育の修学支援新制度」の概要	・・・・・・・・ 2 ページ
II. 支援要件	・・・・・・・・ 3 ページ
III. 支援内容（給付奨学金・授業料免除）	・・・・・・・・ 4 ページ
IV. 前期 授業料免除結果の通知について	・・・・・・・・ 5 ページ
V. 申込手順等	
(1) 既に給付奨学生として採用されている者	・・・・・・・・ 6 ページ
(2) これから申込をする者	・・・・・・・・ 6 ページ
VI. 採用決定後	・・・・・・・・ 8 ページ

— 注意事項 —

◆授業料の支払いについて

修学支援新制度に基づく授業料免除等申請者は、審査結果の通知を受けるまで授業料の支払いが猶予されます。したがって、その間、授業料を支払わないでください。

※**2024年度前期は5月24日（金）**に授業料の口座引き落としを行います。授業料免除等申請者については、これを行いません。

◆大学からの連絡について

受付後に書類不備や確認が必要な事項が判明した場合、CampusSquare に登録している連絡先へ、追加で書類の提出等を指示することがあります。そのため CampusSquare には常に最新の連絡先情報を登録いただくようお願いいたします。

また、以下の連絡先を事前に登録し、大学からの連絡には、速やかに対応してください
(学生支援課学生支援係)

TEL : 0134-27-5245 E-Mail : g-shien@office.otaru-uc.ac.jp

受付後であっても、追加で指示された書類を指定された期限までに提出しなかった場合や大学からの連絡に応じなかった場合は、書類不備として審査の対象から除外します。

また、提出書類の記載内容等が事実と異なることが判明した場合、免除の許可を取り消すこととなりますので十分注意してください。

※懲戒処分等の対象となる場合があります。

I. 「高等教育の修学支援新制度」の概要

- ・ 小樽商科大学では、2020年4月から、文部科学省の「高等教育の修学支援新制度」に則り、入学料免除・授業料免除を行っています。
- ・ 本制度は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象に給付奨学金と併せて、入学料・授業料減免を受けられる仕組みとなっています。
- ・ 修学支援新制度による授業料免除を受けるためには、日本学生支援機構の給付奨学金に申込みをして給付奨学生に採用される必要があります、給付奨学生の支援区分に従い、入学料・授業料が免除されます。
- ・ よって、入学料免除・授業料免除を受けるためには必ず日本学生支援機構給付奨学金へ申込み、給付奨学生になる必要があります。

【修学支援新制度に基づく入学料・授業料免除のしくみ(2020年4月～)】

高等教育の修学支援新制度について (実施時期：令和2年4月1日)
 ※大学等における修学の支援に関する法律(令和元年5月10日成立)

授業料等減免

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出
 (授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学料	授業料	入学料	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

○ 日本学生支援機構が各学生に支給
 ○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置
 (給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	大学・短期大学・専門学校	高等専門学校	大学・短期大学・専門学校	高等専門学校
国公立	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生
 住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに

→ 年取目安 約270万円(非課税) 約300万円 約380万円

→ (両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる)

支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学習意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

【(2024年4月～)第IV区分の支援について】

多子世帯に属している場合、支援区分が第IV区分に該当し、給付奨学金・授業料等減免について、満額の1/4の金額の支給又は支援が受けられます。

「多子世帯に属している」とは、以下のうちいずれか小さい方の数が3以上である場合を言います。

- ・ あなたが奨学金申込時(奨学生として既に採用されている場合には、在学中に申告したとき)に入力した世帯の情報のうち、あなたの生計維持者の子にあたる者(あなた自身を含む。)の数
- ・ あなたの生計維持者全員の市町村民税情報における、扶養親族の数

Ⅱ. 支援要件

本学に在学している人で、以下の(1)から(4)のいずれにも該当する人が支援対象となります。

(1) 大学等への入学時期等に関する要件

詳細については、日本学生支援機構 2024 年度在学者用 給付奨学金案内（以下、「案内」という）の 6 ページ・7 ページをご確認ください。

(2) 学業成績等に係る基準（詳細は「案内」8 ページをご確認ください）

在籍年数	学業成績に係る基準
入学後 1 年 を経過して いない人 （主に 1 年 次・編入生）	次の①～③のいずれかに該当すること。 ① 高等学校等における評定平均値が 3.5 以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位 1/2 の範囲に属すること ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること
入学後 1 年 以上を経過 した人 （主に 2 年 次以上）	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位 1/2 の範囲に属すること ② 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること ※ 採用基準となる GPA、修得単位数はともに「入学時から前年度（前学年）末までの累積」によって判定されます。 ※ 標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できればこの基準を満たすこととなります。

(3) 家計に係る基準（詳細は「案内」9 ページをご確認ください）

あなたと生計維持者が、次の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります。

○支援区分と収入基準

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が 100 円以上 25,600 円未満であること
第Ⅲ区分	〃 の支給額算定基準額の合計が 25,600 円以上 51,300 円未満であること
第Ⅳ区分	〃 の支給額算定基準額の合計が 51,300 円以上 154,500 円未満であること

○資産基準

生計維持者の人数	基準額（あなたと生計維持者の資産額の合計）
2人の場合	2,000万円未満
1人の場合	1,250万円未満

修学支援新制度での支援を希望する方は、世帯の年収等に基づき、授業料の減免及び給付奨学金を受けることができるかどうかの目安を日本学生支援機構のホームページにある「進学資金シミュレーター」により、予め調べることができます。

(4) 在留資格等に関する要件（日本国籍でない場合）

外国籍の人は、在留資格等によっては申込みできない場合があります。詳細は、「案内」14ページをご確認ください。

Ⅲ. 支援内容（給付奨学金・入学料免除・授業料免除）

支援区分	給付奨学金（月額）		入学料免除・ 授業料免除
	自宅通学	自宅外通学	
第Ⅰ区分	29,200円（33,300円）	66,700円	全額免除
第Ⅱ区分	19,500円（22,200円）	44,500円	3分の2免除
第Ⅲ区分	9,800円（11,100円）	22,300円	3分の1免除
第Ⅳ区分	7,300円（8,400円）	16,700円	4分の1免除
支援区分なし （停止）・廃止	支援なし		減免なし

・生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要としている人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」の扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。

・新たに給付奨学金に申し込む場合、既に自宅外通学している者であっても、最初は自宅通学の月額で支給されます。給付奨学生採用後にあらためて自宅外通学に係る変更届及び書類を提出し、日本学生支援機構にて審査が完了した場合は、およそ3か月後を目安に月額変更されます。（月額変更開始月は、振込額が「当月分」+「これまでの差額」となります。）

・日本学生支援機構給付奨学金を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分に応じて第一種奨学金の貸与月額が調整されます。

この場合、貸与奨学金の申込時に選択した貸与月額から減額又は増額（併給調整といいます）されることがあるので注意してください。

詳細については、「案内」の18ページをご確認ください。

・日本学生支援機構給付奨学金の支援区分と授業料減免額が連動していますので、給付奨学金受給者に対して実施される適格認定（家計・学業成績等）※により支援区分が変更し

た場合は、授業料の減免額も併せて変動します。

※「適格認定（家計）」

奨学金支給期間中、毎年10月、日本学生支援機構が、奨学生と生計維持者の住民税情報や奨学生が報告した資産額等に基づき、家計基準による支援区分の見直しを行います。収入額が一定の基準を超えた場合、「支援区分なし」となり、10月分から奨学金の支給が止まったり、支給額が変わることがあります。ただし、その場合においても給付奨学生としての身分は継続され、翌年の10月に再度、支援区分の見直しが行われます。

※「適格認定（学業成績等）」

大学により、毎年度末に給付奨学生の学業成績等の基準に関する判定が行われ、その判定結果が日本学生支援機構に報告されます。判定の結果、「廃止」（「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当する場合も「廃止」となります）となった場合は、奨学生としての身分を失い、奨学金の支給が打ち切られます。学業成績の基準については、「案内」29ページの【適格認定における学業成績の基準】をご確認ください。

IV. 前期授業料免除結果の通知について

- ・ 審査結果の通知時期につきましては、以下のとおりです
 - (1) 既に給付奨学生として採用されている者・・・ 6月上旬頃
 - (2) これから申し込みをする者・・・ 8月上旬頃
- ・ 「全額免除」となった者については結果をメールで通知します。（CampusSquare に登録されているメールアドレス宛にメールを送信します。）
- ・ 「一部免除」や「不許可」となった者については、結果を書面で通知します。（授業料関係通知送付先（本人又は保護者）へコンビニエンスストア専用払込取扱票と併せて郵送します。）
- ・ 審査の結果、「一部免除」や「不許可」となった場合は、免除とならなかった授業料の残りの額（「不許可」となった者は授業料全額）を以下の期日までに納付しなければなりません。

・ 学部4年次のうち過年度生	2024年8月15日（木）
・ 上記以外の学生	2024年8月30日（金）

V. 申込手順等

(1) 既に給付奨学生として採用されている者

- ・日本学生支援機構給付奨学金を受給中の者は、「授業料減免継続願（A 様式 2）」を大学に提出することによって、引き続き支援区分に応じた授業料免除を受けることができます。
- ・給付奨学生の資格において、「廃止」や「停止」の認定を受けている場合、授業料免除を受けることができません。

【申込方法】

本学ホームページから「授業料減免継続願（A 様式 2）」をダウンロード・印刷し、必要事項を記入後、**【4月18日（木）まで】**に学生センター内学生支援係窓口へ直接提出してください。

【授業料減免継続願（A 様式 2）の場所】

本学ホームページ→「在学生」→「授業料・奨学金」→「入学料・授業料の免除、徴収猶予」→「I. 学部生（留学生、3浪以外の者）」→「◆申請に係る様式」の下

(2) これから申込をする者（これまで「不採用者」だった者を含む）

○申込みの流れ（「案内」21 ページ以降の記載とは一部異なり、本学独自の流れがありますのでご注意ください。）

- (1) 申込関係書類の受取、「授業料等減免申請書（A 様式 1）」「給付奨学金確認書」等の作成
- (2) 「スカラネット入力下書き用紙」の記入、提出書類の準備
- (3) 申込書類を大学へ提出
- (4) 大学から「識別番号（ユーザ ID・パスワード）」を受領
- (5) スカラネットでの申込入力
- (6) スカラネット入力完了
- (7) マイナンバー関係書類を専用封筒に入れ、スカラネット入力完了後 1 週間以内に、日本学生支援機構へ簡易書留で郵送

(1) 申込関係書類の受取、「授業料等減免申請書 (A 様式 1)」「給付奨学金確認書」等の作成

a. 授業料免除を希望する者は全員、「授業料等減免申請書 (A 様式 1)」を本学ホームページからダウンロード・印刷して作成してください。

【授業料等減免申請書 (A 様式 1) の場所】

本学ホームページ→「在学生」→「授業料・奨学金」→「入学料・授業料の免除、徴収猶予」→「I. 学部生 (留学生、3 浪以外の者)」→「◆申請に係る様式」の下

b. 学生センター内に以下の書類を設置しておりますので、学生ご自身で書類を取得してください。

- ・「日本学生支援機構 2024 年度在学者用 給付奨学金案内」
(「スカラネット入力下書き用紙」及び「給付奨学金確認書」在中)
- ・「マイナンバー提出書」のセット

「案内」の巻末にある「給付奨学金確認書」を、同じく巻末にある記入例を確認のうえ、本人が記入・自署してください。「マイナンバー提出書」と必要な添付書類 (確認書類) の準備をしてください。

※「給付奨学金確認書」には、「マイナンバー提出書」に記載の「申込 ID」を必ず記入してください。

(2) 「スカラネット入力下書き用紙」の記入、提出書類の準備

インターネットで申込みを行う際に入力が必要な情報をあらかじめ「スカラネット入力下書き用紙」に鉛筆で記入し、申込みに必要な書類を準備します。また、必要書類の内訳は「案内」の 22 ページに記載しています。必要書類の取寄せには時間がかかることがあります。余裕をもって準備してください。

(3) 申込書類を大学へ提出

以下の①～③の書類を学生センター奨学金担当窓口へ、提出期限 (後述のスケジュール参照) までに提出してください。窓口で職員が書類に不備がないか、確認します。

- ①「給付奨学金確認書」
- ②「スカラネット入力下書き用紙」：通帳などの口座名義人及び口座情報が記載されている部分のコピーを必ず用紙巻末に添付してください。
- ③ (該当者のみ) その他、「案内」の 18 ページに記載のある 2. 3. 5. 6. の書類

【学生センター奨学金担当窓口 受付時間】

平日 8:30~12:00、13:00~17:15

(それ以外の時間は担当者不在等により対応できないことがあります。)

(4) 大学から「識別番号（ユーザ ID・パスワード）」を受領

申込書類に提出時に書類不備がない場合、スカラネットによる申込み（インターネット入力）に必要な「識別番号（ユーザーID・パスワード）」をその場で交付します。同時に「スカラネット入力下書き用紙」を返却します。

(5) スカラネットでの申込入力

提出期限（後述のスケジュール参照）までに、スカラネットにより申込みを行ってください。申込みは、「スカラネット入力下書き用紙」を参照し、奨学金の給付を受けるご自身が行ってください。

スカラネットによる申込手順は、「案内」23～26 ページを参照してください。

※スカラネット申込時には、「マイナンバー提出書」に印字されている固有の「申込 ID」と「初期パスワード」の入力も必要になります。スカラネット入力が終わるまで「マイナンバー提出書」を手元に置いておくようにしてください。

下記の（7）のとおり、ご自身にてマイナンバー関係書類を日本学生支援機構へ郵送しなければなりませんので、余裕をもって入力を完了してください。

(6) スカラネット入力完了

入力完了後に表示される受付番号を「スカラネット入力下書き用紙」1 ページ目の欄に転記してください。

(7) マイナンバー関係書類を専用封筒に入れ、スカラネット入力完了後 1 週間以内に、日本学生支援機構へ簡易書留で郵送

「案内」の 27 ページ及び「マイナンバー提出書」のセットの記載事項を参照して、日本学生支援機構へ簡易書留で書類を郵送してください。

○提出期限・採用・支給スケジュール

内容	各種提出・完了期限			初回振込日
	(3) 申込書類を大学へ提出	(5) スカラネットでの申込入力	(7) マイナンバー提出（機構必着）	
第 1 回 (6 月採用)	4 月 18 日 (木)	4 月 24 日 (水)	4 月 30 日 (火)	6 月 11 日 (火)
第 2 回 (7 月採用)	5 月 16 日 (木)	5 月 22 日 (水)	5 月 31 日 (金)	7 月 11 日 (木)

※採用時期によって奨学金初回振込みが遅くなりますので、できるだけ第 1 回採用にて申込をお願いします。また、やむを得ない事情があつて第 2 回までに申し込みできない場合は 6 月上旬までに速やかに大学へ相談してください。

VI. 採用決定後

採用決定後の概要は「案内」28 ページ以降を確認してください。採用以降も、採用者説明会や提出書類がありますので、本しおり冒頭に記載のとおり、大学からの連絡には、速やかに対応してください。